

法医学教室の現状

平成19年度法医学教室実態調査アンケートから

日本法医学会庶務委員会

はじめに

法医学解剖(司法・行政(承諾)解剖)の体制について、最近、社会的な注目を浴びており、特に、諸外国に比べ、専門の知識を持つ医師による剖検数の低さが問題とされている。これには、監察医制度に代表される制度の問題とともに、法医学の専門とする医師の不足が要因として挙げられる。わが国において法医学解剖を行う医師は、一部の監察医を除くと、大学法医学教室(講座)に所属しているものがほとんどである。そして、その大学法医学教室の状況が、大学の機構改革(国立大学法人化等)に伴う予算(経費)や人員の削減の流れをうけて大きく変貌してきている。このような背景のもと、平成16年に、日本法医学会は、法医学教室の実態調査を実施し、人員・教室予算の削減状況を報告している(日本法医学雑誌59巻、2号、272-5、平成17年)。

その後、3年を経過し、予算・人員の削減圧力は変わることなく、教室運営は厳しさを増している。特に、人員の削減については、直接、法医学解剖に従事する医師数の削減に繋がるだけでなく、また、将来を担うべき「若い人材(医師)」の参入を阻んでいると指摘されている。

そこで今回、改めて「法医学教室の実態調査」を実施した。実態調査結果と現在の会員の動向をあわせて検討したので報告する。

1. 実施要領

アンケート用紙は前回調査(平成16年12月6日～平成17年1月14日)と同様のものとした。

調査対象: 日本法医学会に所属する賛助会員である全国の国立大学法人(以下国立:41機関)、公立大学法人(以下公立:8機関)、私立大学(以下私立:31機関)の合計80機関

実施期間: 平成19年11月19日～12月3日

調査項目: 前回調査と同様: 教職員の配置の現状について、教室の人員の変動について、大学から配分される教室経費について

2. アンケート回収率

国立(33)、公立(6)、私立(22)の計61機関からの回答があった(前回調査回答機関47機関)。

このうち、今回、前回ともに調査回答のあった機関は国立(22)、公立(5)、私立(10)の37機関であった。

3. アンケート結果について

1) アンケートの対象

対象としたのは、法医学教室の常勤の教員(教授、准教授、助教授、講師、助教、助手など)、常勤と非常勤の職員(技術専門職員、解剖補助員、事務職員、研究補助員など)、および大学院生であり、定員(欠員を含む)と実際の人員(現員のみ)を調べた。通常解剖に関与することのない非常勤の教員は対象から外した。

2) 常勤教員の定員配置の推移

前回の調査から3年後の今回の調査までに明らかな定員削減を確認できたのは、国立6機関7名、私立3機関4名の計11名の定員が削減された。一方、増員されたのは、私立1機関で、常勤の教授が就任したため、2名の増員があった。

今後の増減については、国立4機関4名、私立3機関3名の計7名の削減が既に決定されている。加えて、国立4機関で、今後削減の可能性が強く懸念されており、これらを合わせると計11名の教員の削減が予定されていることになる。

3) 常勤職員の定員配置の推移

前回の調査から3年後の今回の調査までに、国立4機関4名、公立1機関1名、私立3機関3名の計8名の定員が削減された。一方、増員されたのは、国立1機関1名だけであった。

今後の増減については、国立5機関7名、私立1機関1名の計8名の削減が既に削減が決定されており、今後、国立7機関、私立1機関で削減の可能性が懸念されており、これらを合わせると計16名の職

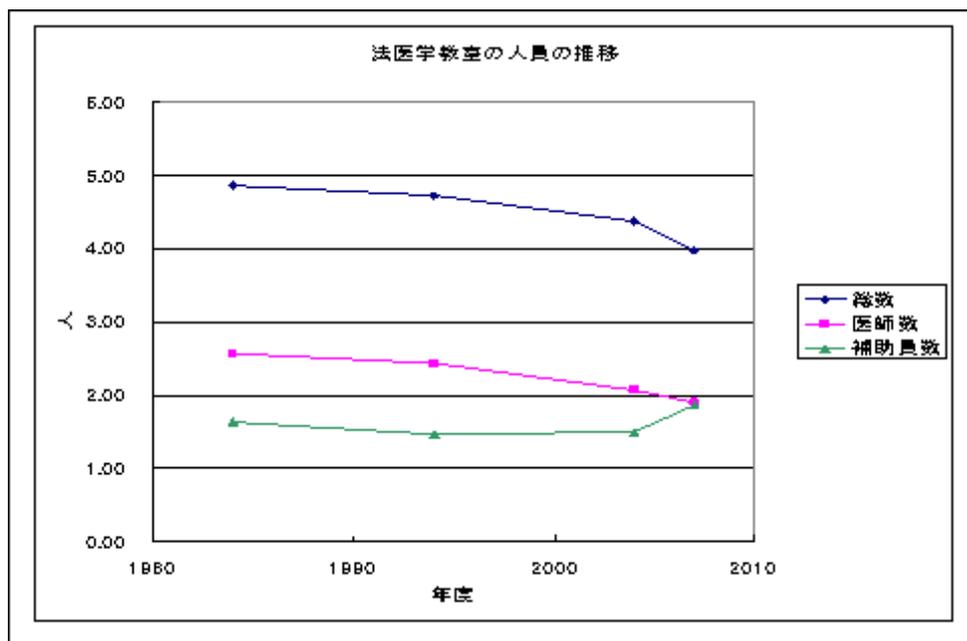
員の削減が予定されていることになる。

4) 実際の在籍人員の推移

今回の調査結果では、総数、すなわち常勤の教員と職員、非常勤の職員および大学院生(研究生を含む)を合わせた数は、一機関あたり4.26人(平成16年は4.49人)であった。教員と大学院生は医師と医師以外の研究者とからなり、そのうち医師数は、2.02人(同2.08人)であった。常勤と非常勤を合わせた職員数は、1.87人(同1.59人)であった。

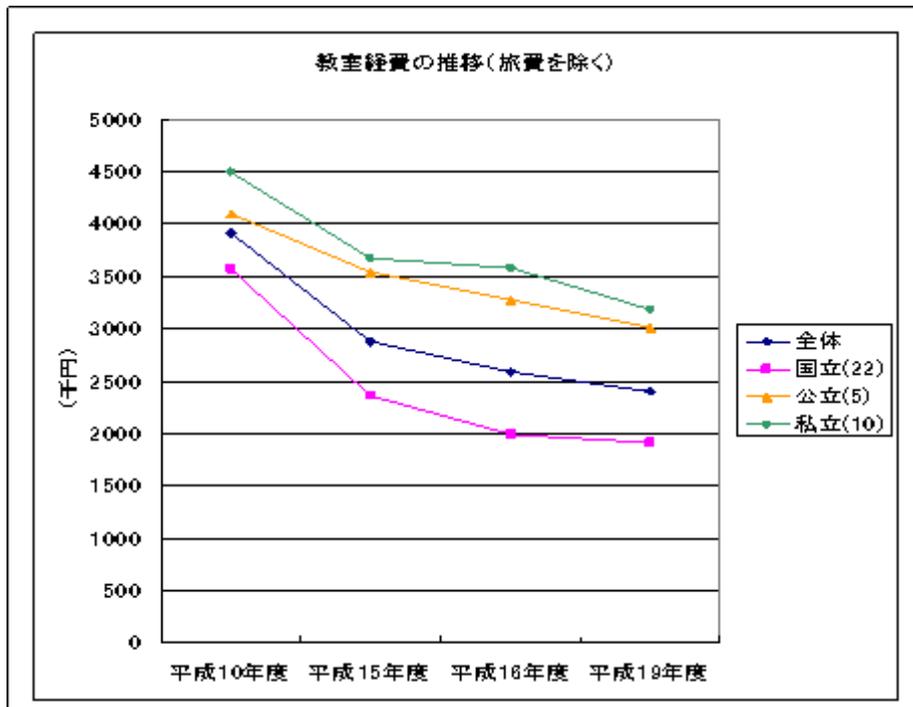
前回調査時にも回答のあった37大学をまとめて、その推移をグラフ化した(図1)。総数は漸減しており、特に平成16年から平成19年の3年での減少が著しい。

また、その中で医師数も減少してきており、平成19年に初めて、一機関あたり、1.9名と初めて2名を下回った。すなわち、今回回答のあった全61機関において、4機関で医師が不在(そのうち、1機関は歯科医のみ、また1機関は教授選考中)で、医師が一名しかいない機関が16機関にもおよんでいた。



【図1】

補助員数、解剖関係の業務を補助する職員の数はこれまで減少傾向であったが、平成19年には1.9名とわずかに増加している。この上昇は、常勤の教員と職員の削減に対応するために教室単位で雇用している非常勤の補助職員数が増えたことを反映しているものであり、常勤の職員は前項で記載したように、確実に減少している。



【図2】

5) 各機関経費の推移

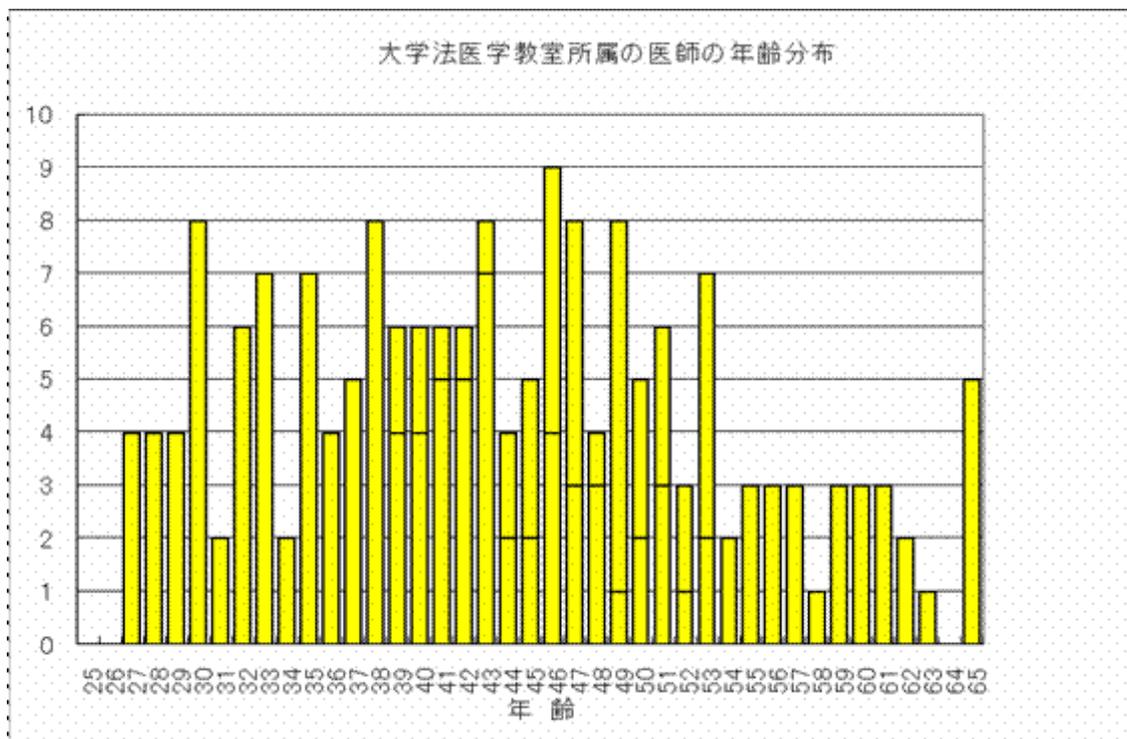
各機関の配分経費について図2に示す(前回と今回の調査回答のあった37大学)。国立、公立、私立を合わせた全体では、前回報告と同様、教室経費(旅費を除く)は年々減少しており、平成19年にも減少傾向はとまっていない。国立機関では、平成10年度から今年までの10年間に3,571千円から1,909千円と、実に47%減少しており、もはや限界に来ているようで、下げ止まりの傾向にある。

これに対して、公立、私立機関では最近の経費減少は著しく、特に私立では、この3年間に3,584千円から3,183千円と11%減少している。

4. 大学所属の医師の現状について

以上、今回実施した実態調査の結果について概要を述べた。ここからは、学会名簿をもとに、大学所属の医師の現状について整理する。大学法医学教室に所属する医師数(教員、大学院生)は、184名(平成19年12月現在)である。

今後の法医学の専門知識を有する医師の将来像を把握する資料として、これら医師の年齢分布を分析した(図3)。



【図3】

その結果、20歳台(23～29歳)が15人、30歳台が55人、40歳台が64人、50歳台が36人、60歳台(65歳まで)が14人であった。

アンケートの対象に述べたように、国立大学(41機関)、公立大学(8機関)、私立大学(31機関)の合計80機関があり、現在、教授数は72名で、残る機関は、教授不在(選考中含む)である(但し、司法解剖を担当していない機関も含まれる)。

平成16年度から、卒後臨床研修が義務化され、卒業後、大学(院)に残る人材が急激に減少し、研修医の都市部への集中による地域格差、小児科・産婦人科医の不足(診療科間による格差)が問題となっている。新制度での研修を修了した医師は25歳以上で、多くが20歳代であると考えられるが、図3の年齢分布図から、法医学においても、この年代の医師数が少ないことが窺われる。新制度になってからまだ日が浅いことから、断定的なことは言えないが、卒後臨床研修義務化の影響による医師数の減少が危惧される。

さらに、重要な点は、現在大学院の修了を控えている年齢に相当する30歳前(後)の年齢の医師の確保である。これらの医師にとって、大学院修了後も法医学を続けていくためには、現在のところ実質的に大学法医学教室の教員となるしかない。しかし、アンケート結果にあるように、大学法医学教室の教員は削減されていることから、法医学を続ける意志があつたとしても、あきらめざるを得ない実態が控えている。

まとめ

前回調査(平成16年)に続き、今回(平成19年)改めて、法医学教室の実態調査を実施した。その結果は、以下の通りであった。

- 1) 教職員の定員は、前回調査から、さらに削減が進み、今後も削減は続くことが明らかとなった。
- 2) 医師の減少も明らかで、全回答のあつた61機関のうち医師が不在の機関は4機関で、医師が一人しかいない機関は16機関におよんだ。
- 3) 教室経費も減少傾向がつづいている。このうち、国立については、法人化直後の急激な減少ではなく、緩やかな減少となっているが、公立・私立に比較して、その額は大きく下回っている。
- 4) 大学法医学教室に所属する医師の年齢分布は、20歳台が少なく、将来、法医学を担う人材の減少が危惧される。
- 5) 現在大学院生等の身分で大学法医学教室に所属する若手の医師が、将来も法医学を続けるためには、大学法医学教室の定員削減が今後とも進むことが予想される中、大学法医学教室等の機関において雇用を確保する新たな施策が必要である。

欧米先進諸国においては近年死因調査システムの標準化が進行しており、法医解剖は、認定され

た、すなわち専門知識を有する法病理医によってなされなければならないことが明記されている。これは今後世界標準になっていくものと推測され、日本法医学会でも認定医制度が整備されてきた。わが国においても人口構成や疾病構造の変化により異状死体数は年々増加しており、それに伴い法医解剖数も増加の一途をたどり、現在司法解剖数は年間5,500体にのぼっている。しかしながら、解剖率は依然として先進諸国間では異常といってもよい程度に低率にとどまっており、この点は世界標準から大きく立ち遅れていると認めざるを得ない。

各大学の法医学教室は、法医学が医療・福祉に果たす役割の増大を自覚し、積極的に解剖を行っているが、司法解剖数の増加が解剖率の上昇に結び付いていないというのが現実である。

これをわれわれ法医学会員の努力不足に起因すると結論づけることは到底是認できず、むしろ現状の医師数および法医学教室の環境からは、仕事量の限界に近づいているといってもよいであろう。

わが国の医療レベルの維持のためにも死因究明制度の抜本的な改革が望まれるゆえんである。特に、法医学の道を志している若手医師(大学院生等)の受け皿が無くなりつつあるという現状は、近未来において司法解剖制度の維持をも困難に陥らしめかねず、このような人材の身分の確保は喫緊の課題であり、法医学教室の定員、特に医師定員の増員を始めとする施策が、強く、また緊急性を持って望まれる。

日本法医学会庶務委員会

委員長:久保真一

副委員長:福永龍繁

委員:青木康博,大澤資樹,岩楯公晴,玉木敬二,赤根敦,湯川修弘

本報告書は、上記委員のうち久保委員長および玉木委員が中心となり、各委員とともに庶務委員会で検討し、理事会の承認を得たものである。